

静岡産業大学入学金減免規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に入学した者に係る入学金の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象)

第2条 入学金の減免は、次の各号の一に該当する新入学生を対象に行う。

- (1) 静岡学園高等学校、静岡学園短期大学または静岡産業大学の卒業生
- (2) 静岡学園高等学校、静岡学園短期大学または静岡産業大学の卒業生の子女
- (3) スペシャリスト入試で入学した者
- (4) 経営学部にあつては磐田市内の者、情報学部にあつては藤枝市内の者
- (5) 本学の新入学生と在学生との関係が兄弟姉妹、親子及び夫婦である者
- (6) 兄弟姉妹、親子及び夫婦が同時期に入学した場合、そのうちのいずれか1名
- (7) 入学した年度の4月1日（後期入学の場合にあつては10月1日）現在において、原則として満55歳以上の者

2 第1項第2号において、「卒業生の子女」とは、本人の1親等の親族が、静岡学園高等学校、静岡学園短期大学または静岡産業大学の卒業生である者をいう。

3 第1項第4号において「磐田市内の者」及び「藤枝市内の者」とは、本人または本人の配偶者若しくは1親等の親族が、入学した年度の4月1日（後期入学の場合にあつては10月1日）現在において引き続き過去1年以上それぞれの市内に住所を有した者をいう。

(減免の申請)

第3条 第2条第1項の各号に掲げる者が静岡産業大学に入学し、5月1日（後期入学の場合にあつては11月1日）現在在学しているときは、入学した年度の5月31日（後期入学の場合にあつては11月30日）までに、入学金減免申請書（別紙様式）を学部長を経て理事長に提出することができる。

(併 用)

第4条 第2条第1項の各号について併せて減免を受けることはできない。ただし、静岡産業大学外国人留学生授業料等減免規程第3条（減免）との併用はできるものとする。

(減免額)

第5条 入学金の減免額は、第2条第1項第1号から第3号に掲げる者は全額、第4号か

ら第7号に掲げる者は10万円とする。

(庶務)

第6条 入学金減免の事務は、大学事務局総務課が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学金の減免に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成12年度以降に入学する者から適用する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条（減免の対象）の規定にかかわらず、市町村合併があった場合には新磐田市、新藤枝市に住所を有していたものとみなす。

附則

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行し、平成19年度以降に入学する者から適用する。

附則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行し、平成20年度以降に入学する者から適用する。

附則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以降に入学する者から適用する。

附則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行し、平成24年度以降に入学する者から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度以降に入学する者から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用し、平成28年度以降に入学する者から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から適用する。

様 式

入学金減免申請書

年 月 日

学校法人 新静岡学園
理事長 様

静岡産業大学入学金減免規程第3条の規定に基づき、入学金の減免を申請します。

減免対象 新入学生	所 属	学部
	学 籍 番 号	
	氏 名	印
	住 所	

在学生等	所 属	学部	学科
	学 籍 番 号		
	氏 名		
	本人との親族関係		

減免対象要件（該当する要件に○をつけて下さい。併用不可。）	添付書類
(1) 静岡学園高等学校、静岡学園短期大学または静岡産業大学の卒業生	卒業が確認できる書類
(2) 静岡学園高等学校、静岡学園短期大学または静岡産業大学の卒業生の子女	卒業が確認できる書類・戸籍謄本
(3) スペシャリスト入試で入学した者	資格取得を証明する書類のコピー または合格通知書
(4) 経営学部にあつては磐田市内、情報学部にあつては藤枝市内の者	住 民 票
(5) 本学の新入学生と在学生との関係が兄弟姉妹、親子及び夫婦である者	戸 籍 謄 本
(6) 兄弟姉妹、親子及び夫婦が同時期に入学した場合、そのうちのいずれか1名	戸 籍 謄 本
(7) 入学した年度の4月1日現在において、原則として満55歳以上の者	年齢が確認できる書類

[減免金送金金融機関口座] ※ 口座確認のため、通帳を持参して下さい。

送金金融機関名 (郵便局は不可)	銀 行 信用金庫	支店
口 座 種 別 及 び 口 座 番 号	普通預金 No. _____ 当座預金	
口 座 名 (保護者の口座)	フリガナ ----- 氏 名	